

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 9 月 29 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 133 号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和 31 年岩手県規則第 84 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| (療育の給付の申請等) 第 3 条 省令第 10 条第 1 項の規定による申請は、療育給付申請書 (様式第 3 号) により行わなければならない。 2 前項の申請書には、療育給付意見書 (様式第 4 号) 及び別に 定める様式による世帯調書を添付しなければならない。 (監護児童等に対する医療の給付の申請) 第 4 条 [略] 2 前項の申請は、小児慢性特定疾患医療給付申請書 (様式第 5 号) により行わなければならない。 3 [略] (受診券の交付等) 第 4 条の 2 保健所長は、前条第 1 項の申請があった場合は、そ の内容を審査し、小児慢性特定疾患医療受診券 (以下「受診券」 という。) (様式第 6 号) の交付が適当と認めるときは、申請 者に受診券を交付するものとする。 2・3 [略] (助産施設等への入所の申込) 第 7 条 省令第 22 条第 3 項の規定による申込は、助産施設 (母子 生活支援施設) 入所申込書 (様式第 10 号) により行わなけれ ばならない。 (措置解除等の届出) 第 8 条 省令第 27 条の規定による届出は、措置解除等届 (様式第 11 号) により行わなければならない。 (里親認定等の申請) 第 9 条 里親省令第 6 条第 1 項 (里親省令第 15 条、第 17 条及び第 20 条において準用する場合を含む。) に規定する申請書は、里 親認定申請書 (様式第 12 号) によらなければならない。 2 里親省令第 6 条第 2 項 (里親省令第 15 条、第 17 条及び第 20 条において準用する場合を含む。) に規定する申請書は、職業 指導里親認定申請書 (様式第 13 号) によらなければならない。 3・4 [略] (里親認定等の取消しの申請) 第 10 条 里親省令第 8 条第 1 項第 5 号又は第 2 項第 6 号 (里親省 | (療育の給付の申請等) 第 3 条 省令第 10 条第 1 項の規定による申請は、別に定める様式 による療育給付申請書により行わなければならない。 2 前項の申請書には、別に定める様式による療育給付意見書及 び世帯調書を添付しなければならない。 (監護児童等に対する医療の給付の申請) 第 4 条 [略] 2 前項の申請は、別に定める様式による小児慢性特定疾患医療 給付申請書により行わなければならない。 3 [略] (受診券の交付等) 第 4 条の 2 保健所長は、前条第 1 項の申請があった場合は、そ の内容を審査し、別に定める様式による小児慢性特定疾患医療 受診券 (以下「受診券」という。) の交付が適当と認めるとき は、申請者に受診券を交付するものとする。 2・3 [略] (助産施設等への入所の申込) 第 7 条 省令第 22 条第 3 項の規定による申込は、別に定める様式 による助産施設 (母子生活支援施設) 入所申込書により行わな ければならない。 (措置解除等の届出) 第 8 条 省令第 27 条の規定による届出は、別に定める様式による 措置解除等届により行わなければならない。 (里親認定等の申請) 第 9 条 里親省令第 6 条第 1 項 (里親省令第 15 条、第 17 条及び第 20 条において準用する場合を含む。) に規定する申請書は、別 に定める様式による里親認定申請書によらなければならない。 2 里親省令第 6 条第 2 項 (里親省令第 15 条、第 17 条及び第 20 条において準用する場合を含む。) に規定する申請書は、別に 定める様式による職業指導里親認定申請書によらなければな らない。 3・4 [略] (里親認定等の取消しの申請) 第 10 条 里親省令第 8 条第 1 項第 5 号又は第 2 項第 6 号 (里親省 |

令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)に規定する里親認定の取消し又は職業指導里親認定の取消しの申請は、里親認定(職業指導里親認定)取消申請書(様式第14号)により行わなければならない。

(里親登録の申請)

第11条 里親省令第9条(里親省令第10条第2項、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)に規定する登録の申請は、里親登録申請書(様式第15号)により行わなければならない。

(里親等の登録の取消しの申請)

第12条 里親省令第11条第1項第3号又は第2項第2号(里親省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。)に規定する登録の取消しの申請は、里親(職業指導里親)登録取消申請書(様式第16号)により行わなければならない。

(変更等の届出)

第13条 里親省令第13条第1項(里親省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、里親登録事項変更届(様式第17号)又は委託児童事故届(様式第18号)により行わなければならない。

2 里親省令第13条第2項又は第3項(里親省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、委託児童養育(職業指導)困難届(様式第19号)により行わなければならない。

第14条 削除

令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)に規定する里親認定の取消し又は職業指導里親認定の取消しの申請は、別に定める様式による里親認定(職業指導里親認定)取消申請書により行わなければならない。

(里親登録の申請)

第11条 里親省令第9条(里親省令第10条第2項、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)に規定する登録の申請は、別に定める様式による里親登録申請書により行わなければならない。

(里親等の登録の取消しの申請)

第12条 里親省令第11条第1項第3号又は第2項第2号(里親省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。)に規定する登録の取消しの申請は、別に定める様式による里親(職業指導里親)登録取消申請書により行わなければならない。

(変更等の届出)

第13条 里親省令第13条第1項(里親省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別に定める様式による里親登録事項変更届又は委託児童事故届により行わなければならない。

2 里親省令第13条第2項又は第3項(里親省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別に定める様式による委託児童養育(職業指導)困難届により行わなければならない。

(障害児施設給付費の給付の申請等)

第14条 省令第25条の7第1項及び第25条の19第1項に規定する申請書は、別に定める様式による障害児施設給付費(特定入所障害児食費等給付費)支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書によらなければならない。

2 省令第25条の7第2項第1号及び第2号に規定する書類は、別に定める様式による世帯状況・収入・資産等申告書によらなければならない。

(申請内容の変更の届出)

第14条の2 省令第25条の7第7項に規定する届出書は、別に定める様式による障害児施設給付費(特定入所障害児食費等給付費)利用者負担額減額・免除等変更届出書又は申請内容変更届出書によらなければならない。

(受給者証の再交付の申請)

第14条の3 省令第25条の7第10項に規定する申請書は、別に定める様式による受給者証再交付申請書によらなければならない。

| | |
|---|--|
| | <p>(高額障害児施設給付費の給付の申請)</p> <p>第14条の4 省令第25条の17第1項に規定する申請書は、別に定める様式による高額障害児施設給付費支給申請書によらなければならない。</p> <p>(指定知的障害児施設等の指定)</p> <p>第14条の5 法第24条の9第1項(法第24条の10第4項において準用する場合を含む。)に規定する申請は、別に定める様式による障害児施設支援指定申請書により行わなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第14条の6 法第24条の13の規定による届出は、別に定める様式による変更届出書により行わなければならない。</p> <p>(指定知的障害児施設等の指定辞退の届出)</p> <p>第14条の7 法第24条の14の規定による指定の辞退は、別に定める様式による指定辞退届出書により行わなければならない。</p> <p>(児童と同居している旨の届出)</p> |
| <p>第15条 法第30条第1項の規定による届出は、児童同居届(様式第20号)により行わなければならない。</p> <p>(児童との同居をとりやめた旨の届出)</p> | <p>第15条 法第30条第1項の規定による届出は、別に定める様式による児童同居届により行わなければならない。</p> <p>(児童との同居をとりやめた旨の届出)</p> |
| <p>第16条 法第30条第2項の規定による届出は、児童同居とりやめ届(様式第21号)により行わなければならない。</p> <p>(負担金の額の変更)</p> | <p>第16条 法第30条第2項の規定による届出は、別に定める様式による児童同居とりやめ届により行わなければならない。</p> <p>(負担金の額の変更)</p> |
| <p>第25条 [略]</p> <p>2 前項の規定に基づく2項負担金又は4項負担金の額の変更を受けようとする者は、負担金額変更申請書(様式第24号)を、所管する局長(法第21条の5に規定する措置に要する費用に係る4項負担金の変更の場合にあつては所管保健所長、法第27条第1項第3号及び第2項に規定する措置に要する費用に係る2項負担金の変更の場合にあつては福祉総合相談センター所長又は所管児童相談所長)に提出しなければならない。</p> <p>(徴収の猶予)</p> | <p>第25条 [略]</p> <p>2 前項の規定に基づく2項負担金又は4項負担金の額の変更を受けようとする者は、別に定める様式による負担金額変更申請書を、所管する局長(法第21条の5に規定する措置に要する費用に係る4項負担金の変更の場合にあつては所管保健所長、法第27条第1項第3号及び第2項に規定する措置に要する費用に係る2項負担金の変更の場合にあつては福祉総合相談センター所長又は所管児童相談所長)に提出しなければならない。</p> <p>(徴収の猶予)</p> |
| <p>第26条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定に基づく徴収の猶予を受けようとする者は徴収猶予申請書(様式第25号)を、前項の規定に基づく徴収の猶予の期間の延長を受けようとする者は徴収猶予期間延長申請書(様式第26号)を所管広域振興局長等に提出しなければならない。</p> <p>4 [略]</p> | <p>第26条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定に基づく徴収の猶予を受けようとする者は別に定める様式による徴収猶予申請書を、前項の規定に基づく徴収の猶予の期間の延長を受けようとする者は別に定める様式による徴収猶予期間延長申請書を所管広域振興局長等に提出しなければならない。</p> <p>4 [略]</p> |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

様式第1号から様式第26号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の児童福祉法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。